

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と旭川市内郵便局（別記60局）（以下「乙」という。）は、旭川市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に必要な事項に関して、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

なお、平成21年8月18日に旭川市と郵便局株式会社との間で締結した「災害時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定」及び平成21年9月1日に旭川市と郵便事業株式会社旭川支店との間で締結した「災害時における旭川市、郵便事業株式会社旭川支店間の協力に関する協定」は、本協定の締結をもってその効力を失うものとする。

（協力の内容）

第1条 甲及び乙は、旭川市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した被災状況等の情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請があったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第2条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（訓練）

第3条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づき甲又は乙が実施した業務に要した費用は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を、あらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

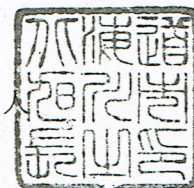
第9条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

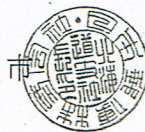
平成25年9月1日

甲 旭川市
旭川市長

西 川 将



乙 旭川市内郵便局
代表 日本郵便株式会社
北海道支社長 佐 藤 恭 市



別記

No.	郵便局名	所在地	電話番号
1	旭川中央郵便局	6条通6丁目28-1	0166-26-6316
2	旭川東郵便局	東旭川町共栄98-4	0166-37-3175
3	永山郵便局	永山2条18丁目2-22	0166-47-0589
4	東旭川郵便局	東旭川北1条6丁目1-4	0166-36-2160
5	西神楽郵便局	西神楽北1条2丁目230-3	0166-75-4391
6	豊田郵便局	東旭川町豊田574-7	0166-76-2122
7	千代ヶ岡郵便局	西神楽1線24号465-24	0166-74-2300
8	旭正郵便局	東旭川町旭正318-1	0166-32-4877
9	日ノ出郵便局	東旭川町日の出273	0166-36-1971
10	旭川豊岡十四条郵便局	豊岡14条7丁目3-10	0166-32-5222
11	旭川四条郵便局	4条通18丁目左1	0166-31-9919
12	旭川宮下郵便局	宮下通21丁目左7	0166-31-9913
13	旭川豊岡郵便局	豊岡4条1丁目3-19	0166-31-9925
14	旭川南六条通郵便局	東光8条1丁目1-9	0166-31-9923
15	旭川東光郵便局	東光9条3丁目2-14	0166-31-9867
16	旭川豊岡東郵便局	豊岡6条4丁目2-4	0166-32-4876
17	旭川東光四条郵便局	東光4条2丁目3-18	0166-33-5030
18	旭川緑が丘郵便局	緑が丘3条3丁目1-9	0166-65-3658
19	旭川豊岡四条郵便局	豊岡4条6丁目6-8	0166-34-4566
20	旭川神楽岡五条郵便局	神楽岡5条5丁目4-13	0166-65-2969
21	旭川千代田郵便局	東光5条7丁目7-7	0166-32-4633
22	旭川十条郵便局	10条通23丁目2-4	0166-35-4930
23	旭川緑南郵便局	緑が丘東4条1丁目3-18	0166-66-2200
24	旭川東光南郵便局	東光14条6丁目2-3	0166-35-3399
25	旭川東光一条郵便局	東光1条4丁目2-8	0166-34-1355
26	旭川一条東郵便局	1条通11丁目左7	0166-23-9916
27	旭川二条郵便局	2条通6丁目左3	0166-22-1915
28	旭川三条郵便局	3条通13丁目815-1	0166-23-9917
29	新旭川郵便局	東8条3丁目2-12	0166-24-4811
30	旭川七条郵便局	7条通14丁目左9	0166-23-9920
31	旭川九条郵便局	9条通9丁目右10	0166-23-9926
32	旭川神楽郵便局	神楽5条4丁目2-6	0166-61-1912
33	旭川金星橋郵便局	東3条3丁目1-12	0166-24-4810
34	旭川神楽岡郵便局	神楽6条14丁目2-9	0166-61-1991
35	旭川新富郵便局	新富2条1丁目5-9	0166-26-3902
36	旭川駅内郵便局	宮下通8丁目4153-1	0166-23-8801
37	旭川大町郵便局	大町1条3丁目	0166-51-4914
38	旭川一条西郵便局	1条通2丁目右10	0166-22-1914
39	旭川神居郵便局	神居2条11丁目1-11	0166-61-1913
40	旭川旭町郵便局	旭町1条8丁目	0166-51-4912
41	旭川神居三条郵便局	神居3条4丁目2-10	0166-61-1918
42	旭川近文郵便局	緑町19丁目2148-45	0166-51-4917
43	旭川四条西郵便局	4条西3丁目1-14	0166-22-1916
44	旭川住吉郵便局	住吉5条2丁目3-37	0166-51-4915
45	旭川川端郵便局	川端町3条7丁目1-28	0166-51-4870
46	旭川北門郵便局	北門町15丁目2145	0166-52-4175
47	旭川忠和郵便局	忠和4条5丁目4-7	0166-61-6300
48	旭川神居東郵便局	神居2条21丁目85-16	0166-63-4001
49	旭川春光六郵便局	春光1条9丁目14-2	0166-51-4911
50	旭川北郵便局	末広1条7丁目1-25	0166-57-3902
51	永山西郵便局	永山5条2丁目4-10	0166-47-5700
52	東鷹栖十線郵便局	東鷹栖11線22号2276-22	0166-57-2600
53	旭川春光郵便局	春光4条6丁目4-1	0166-51-4916
54	永山南郵便局	永山7条6丁目5-3	0166-48-1923
55	旭川末広郵便局	末広4条3丁目5-13	0166-52-9344
56	旭川春光台郵便局	春光台3条4丁目1-1	0166-53-2664
57	東鷹栖郵便局	東鷹栖東1条3丁目272-24	0166-57-2500
58	旭川末広五条郵便局	末広5条10丁目8-11	0166-57-6300
59	永山七条郵便局	永山7条12丁目5-4	0166-47-3939
60	江丹別郵便局	江丹別町中央105	0166-73-2350

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 旭川市（以下「甲」という。）と旭川市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき行う事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(情報の相互提供)

第2条 協定第1条第2号に規定する情報の提供における個人情報の取扱いに関しては、旭川市個人情報保護条例に基づくものとする。

(広報活動)

第3条 協定第1条第3号に規定する広報活動は、甲が広報内容を乙に提供し、乙は市内における郵便局ネットワークを活用し、その内容を郵便窓口等で広報するものとする。

(被害状況等の情報提供)

第4条 協定第1条第5号に規定する乙の甲に対する被害状況等の情報提供は、発見後速やかに電話等により行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、協定第7条に規定する連絡責任者を定めたときは、「連絡責任者通知書」（別記様式）により相互に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、両者で協議し定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年9月1日

甲 旭川市
旭川市長

西 川 将



乙 旭川市内郵便局
代表 日本郵便株式会社
北海道支社長 佐藤 恭

